

## JCBホーム・アシスタンス・サービス規定

### 第1条 (規定の目的等)

- (1)本規定は、株式会社ジェシービー（以下「当社」という）が発行するTokyo Metro To Me CARD (PASMO) JCBおよびANA To Me CARD PASMO JCB Series（以下「カード」という）のゴールドカード会員（以下「会員」という）に対して、当社とMS & AD グランアシスタンス株式会社（以下「MS & AD グランアシスタンス」という）が提携し、MS & AD グランアシスタンスが提供する第2条のサービス（以下「アシスタンス・サービス」という）に関する事項を定めたものとします。
- (2)会員は本規定を承認のうえ、アシスタンス・サービスの提供を受けることができます。
- (3)当社およびMS & AD グランアシスタンスが提供するサービスおよびその内容については、当社およびMS & AD グランアシスタンスが本規定および書面その他の方法により通知または公表します。
- (4)当社が必要と認めた場合には、事前または事後に会員へ文書で通知することにより当社が本規定およびサービス内容を変更することがあります。

### 第2条 (アシスタンス・サービスの内容)

ご提供するサービス内容はホーム・アシスタンス・サービスとします。

### 第3条 (ホーム・アシスタンス・サービスの内容)

- (1)ホーム・アシスタンス・サービスとは、日本国内の離島を除く地域で会員が居住している家屋を対象とします。但し、マンション等の共有部分は除きます。また、居住している家屋については、会員申込時の登録住所とします。
- (2)ホーム・アシスタンス・サービスの提供条件
  - ①ホーム・アシスタンス・サービスは、年中無休、24時間体制で提供します。ホーム・アシスタンス・サービス提供にあたり第7条を遵守することが条件となります。
  - ②ホーム・アシスタンス・サービスは、水廻りの応急対応サービス、鍵開けサービス、ガラスの修理対応サービスとなります。
  - ③提供にあたり身分証明証の提示、カードの提示を要求された場合はすみやかに提示するものとします。
- (3)水廻りの応急対応  
水廻りの応急対応サービスは、家屋内の給排水管の詰まり、トイレの詰まりなど30分以内の応急対応とします。30分以内であっても、洗面台の取り外しや、高圧洗浄などの特殊作業、部品代、応急対応を超える作業は除きます。
- (4)鍵開けサービス  
鍵開けサービスは、家屋の鍵を紛失したり、閉じ込みの際の緊急開錠の手配を行います。緊急開錠は、作業前に顔写真付き身分証明書の提示ができることを条件に提供します。但し鍵の複製や部品代は除きます。
- (5)ガラス修理対応サービス  
ガラス修理対応サービスは、家屋のガラスの破損時に、ガラス交換などの応急対応を行います。なお、無料サービス範囲は、基本出動料1回分と基本作業料1回分とし、それを超える費用については、特殊作業代とし会員の負担とします。但し、部品代・ガラス代・破損ガラス処分代は除きます。また、ガラスによっては納期がかかり現場にて即日作業完了できないものもあります。

### 第4条 (サービス対象外の場合)

- (1)短期間に同一または類似内容の出動依頼が著しく高い等、会員の故意または意図的と考えられる場合。
- (2)台風・大雨・暴風雨・豪雪等の異常気象、地震・津波・噴火・洪水等の天変地異、戦争・暴動・原子力事故等の場合。
- (3)第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の侵害等を伴う場合に、当該第三者の承諾が得られない場合。

### 第5条 (サービスの利用方法)

- (1)会員は、JCBホーム・アシスタンス・サービスのフリーダイヤルへ事前に連絡することにより、MS & AD グランアシスタンスよりサービスの提供を受けることができます。ご自身で異なるサービスの手配や、事前に連絡をしない場合は、無料サービスの対象外となります。
- (2)会員は、サービスの提供を受ける場合、カードを提示するものとします。
- (3)カードの提示のない場合は、前項にかかわらずサービスの提供を受けることができません。
- (4)会員本人以外はアシスタンス・サービスを利用できません。
- (5)会員は、コールセンターのオペレーターの指示に従うことがサービス利用の条件となります。

### 第6条 (有償サービス)

- (1)会員が無料サービスの内容以外もしくは無料サービスの限度を超えてサービスの提供を求めた場合は、すべて有償にてMS & AD グランアシスタンスが提携するサービス実施業者（以下「実施者」という）が対応可能な範囲で実施することとします。
- (2)有償サービスは、会員と実施者の間の別途有償契約によるものとします。
- (3)有償サービスの料金は、会員が現場で実費精算することとします。

### 第7条 (会員の義務)

- 会員は、以下の事項を遵守するものとします。
- (1)会員は、サービスの権利を他人に譲渡・貸与・担保提供したり、相続させたりしないこと。
  - (2)会員は、サービスの提供を受けるとき、MS & AD グランアシスタンスのオペレーターの指示または注意に従うこと。

### 第8条 (個人情報の取り扱いおよび開示、訂正、削除)

- (1)会員は、MS & AD グランアシスタンスがサービスを提供および運営するために、会員の個人情報（本項①に定めるものをいう）を当社がMS & AD グランアシスタンスに提供すること、およびMS & AD グランアシスタンスが会員の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
  - ①MS & AD グランアシスタンスが以下の個人情報に関する情報（以下「個人情報」という）を収集・利用すること。
    - ・氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員が入会申込時および第9条において届け出た事項
    - ・入会承認日、有効期限等、対象カードの契約内容
  - ②MS & AD グランアシスタンスが、会員に対する本規定に定められたサービスの提供の目的で個人情報を利用すること。
  - ③MS & AD グランアシスタンスが、サービス実施に必要な範囲で、個人情報をMS & AD グランアシスタンスが委託する実施者に預託すること。
- (2)会員は、MS & AD グランアシスタンスに対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。（開示の請求は本規定末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。）万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、MS & AD グランアシスタンスはすみやかに訂正または削除に応じ、当社に報告するものとします。

### 第9条 (届出事項の共有)

会員が、MS & AD グランアシスタンスまたは当社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等に変更があり、MS & AD グランアシスタンスまたは当社的一方に対して変更の届け出があった場合には、当該届け出情報について、MS & AD グランアシスタンスおよび当社の間で共有することに会員はあらかじめ同意するものとします。

### 第10条 (サービス提供時の責任)

サービス提供に起因する事故・損害等について当社は一切責任を負わないこととし、MS & AD グランアシスタンスが責任を負うものとします。但し、MS & AD グランアシスタンスに過失がない限り、その責を負いません。

### 第11条 (有効期限)

本規定におけるすべてのアシスタンス・サービスは、カードの有効期間内に限り無償で提供されます。但し、次の場合は理由のいかんを

問わず、一切の権利は消滅するものとします。

(1) 会員がカードを退会する等、会員資格を喪失したとき。

(2) 所定の期限内に年会費等を納入していないとき。

(3) 会員が会員規定に違反したとき。

(4) 会員が本規定に違反したとき。

(5) その他、会員の使用が不相当と当社が判断し、会員資格の喪失を通知したとき。

**第12条 (サービスに関する疑義)**

サービスに関する疑義は、当社の決するところによります。

**第13条 (サービスの終了、中止、変更等)**

(1) 当社が必要と認めた場合にはアシスタンス・サービスを終了もしくは中止、または内容の変更をすることがあります。

(2) アシスタンス・サービスは日本国の法律の下に規制されることがあります。

**第14条 (合意管轄裁判所)**

会員は、会員と当社またはMS & AD グランアシスタンスとの間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または当社（会員と当社との間の訴訟の場合）またはMS & AD グランアシスタンス（会員とMS & AD グランアシスタンスとの間の訴訟の場合）の本社、支社、営業所の所在地を所管する簡易裁判所あるいは地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

**第15条 (JCB会員規約、Tokyo Metro To Me CARD (PASMO) 会員特約 (JCB) およびANA To Me CARD PASMO JCB Series会員特約と本規定の関係)**

本規定に定めのない事項については、JCB会員規約、Tokyo Metro To Me CARD (PASMO) 会員特約 (JCB) およびANA To Me CARD PASMO JCB Series会員特約が適用されるものとします。

**<ご相談窓口>**

MS & AD グランアシスタンスに対する個人情報の開示、訂正、削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

MS & AD グランアシスタンス株式会社

品質向上推進部

東京都文京区後楽2-5-1

050-3818-1052 (受付時間 平日9:00 ~ 17:00 年末年始は除く)

以上  
(TK150101・20240801)